

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年7月31日(2024.7.31)

【公開番号】特開2024-36555(P2024-36555A)

【公開日】令和6年3月15日(2024.3.15)

【年通号数】公開公報(特許)2024-049

【出願番号】特願2024-16533(P2024-16533)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 3 A

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月23日(2024.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入賞口への遊技球の入賞が発生したことに基づいて遊技球を付与し、遊技球が最も減少した状況からの遊技球の増加分であるM Y 値が特定閾値以上となったことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、

前記M Y 値が前記特定閾値以上になる前記入賞口への遊技球の入賞によって開始可能な特定報知があり、

前記入賞口には、第一入賞口と、前記第一入賞口とは異なる第二入賞口と、があり、

第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始される前記特定報知の報知態様と、前記第一遊技状態よりも有利度が高い第二遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始される前記特定報知の報知態様と、が異なり得、

前記第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記特定報知の報知態様と、前記第二遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記特定報知の所定期間が経過した後の報知態様と、が同一であり、

前記特定報知の実行中にRAMクリア処理の実行を伴わない電断復電がなされた場合の少なくとも一部で、実行中であった当該特定報知の報知態様と、復帰後の前記特定報知の報知態様と、が異なり、

前記M Y 値が前記特定閾値よりも小さい所定閾値以上になる前記入賞口への遊技球の入賞によって開始可能な所定報知があり、

前記特定閾値と前記所定閾値との差は、一回の大当たり遊技において付与される遊技球の総数よりも大きく、

前記所定報知は、前記M Y 値が前記所定閾値よりも小さい閾値を下回ったことに基づいて終了する、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

入賞口への遊技球の入賞が発生したことに基づいて遊技球を付与し、遊技球が最も減少した状況からの遊技球の増加分であるM Y 値が特定閾値以上となったことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、

40

50

第一遊技状態と、前記第一遊技状態よりも有利度が高い第二遊技状態と、を有し、前記MY値が前記特定閾値よりも小さい所定閾値以上になる前記入賞口への遊技球の入賞によって開始可能な所定報知があり、

前記入賞口には、第一入賞口と、前記第一入賞口とは異なる第二入賞口と、があり、前記所定報知に関し、

前記第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって第一所定報知が開始され、

前記第一遊技状態における前記第二入賞口への遊技球の入賞によって第二所定報知が開始され、

前記第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記第一所定報知の所定期間が経過した後の報知態様と、前記第一遊技状態における前記第二入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記第二所定報知の前記所定期間が経過した後の報知態様と、が同一であり、

前記所定期間が経過した後の報知態様である前記所定報知は、前記MY値が前記特定閾値以上になるまで継続して実行され得る、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、入賞口への遊技球の入賞が発生したことに基づいて遊技球を付与し、遊技球が最も減少した状況からの遊技球の增加分であるMY値が特定閾値以上となったことにに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、前記MY値が前記特定閾値以上になる前記入賞口への遊技球の入賞によって開始可能な特定報知があり、前記入賞口には、第一入賞口と、前記第一入賞口とは異なる第二入賞口と、があり、第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始される前記特定報知の報知態様と、前記第一遊技状態よりも有利度が高い第二遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始される前記特定報知の報知態様と、が異なり得、前記第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記特定報知の報知態様と、前記第二遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記特定報知の所定期間が経過した後の報知態様と、が同一であり、前記特定報知の実行中にRAMクリア処理の実行を伴わない電断復電がなされた場合の少なくとも一部で、実行中であった当該特定報知の報知態様と、復帰後の前記特定報知の報知態様と、が異なり、前記MY値が前記特定閾値よりも小さい所定閾値以上になる前記入賞口への遊技球の入賞によって開始可能な所定報知があり、前記特定閾値と前記所定閾値との差は、一回の大当たり遊技において付与される遊技球の総数よりも大きく、前記所定報知は、前記MY値が前記所定閾値よりも小さい閾値を下回ったことに基づいて終了する、ことを特徴とする遊技機が提供される。

また、本発明によれば、入賞口への遊技球の入賞が発生したことに基づいて遊技球を付与し、遊技球が最も減少した状況からの遊技球の増加分であるMY値が特定閾値以上となったことにに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、第一遊技状態と、前記第一遊技状態よりも有利度が高い第二遊技状態と、を有し、前記MY値が前記特定閾値よりも小さい所定閾値以上になる前記入賞口への遊技球の入賞によって開始可能な所定報知があり、前記入賞口には、第一入賞口と、前記第一入賞口とは異なる第二入賞口と、があり、前記所定報知に関し、前記第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって第一所定報知が開始され、前記第一遊技状態における前記第二入賞口への遊技球の入賞によって第二所定報知が開始され、前記第一遊技状態における前記第一入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記第一所定報知の所定期間が経過した後の報知態様と、前記第一遊技状態における前記第二入賞口への遊技球の入賞によって開始された前記第二所定報知

10

20

30

40

50

の前記所定期間が経過した後の報知態様と、が同一であり、前記所定期間が経過した後の報知態様である前記所定報知は、前記MY値が前記特定閾値以上になるまで継続して実行され得る、ことを特徴とする遊技機が提供される。

10

20

30

40

50